

許可が不要な開発行為（許可適用外行為）具体例

1. 国又は地方公共団体が行う場合

ア 国とみなされる法人

独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構

イ 地方公共団体の範囲

都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区

ウ 地方公共団体とみなされる法人

地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

2. 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

3. 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で、規則第5条に定めるものの施行として行う場合

ア 鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

イ 軌道法による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

ウ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）

エ 土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理

オ 放送法第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する放送設備

カ 漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設

キ 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設

ク 港湾法第2章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）

ケ 道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合

旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設

コ 博物館法第2条第1項に規定する博物館

サ 航空法による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの

シ ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）

ス 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業

セ 工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設

ソ 自動車ターミナル法第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル

タ 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物

チ 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業（第13号に該当するものを除く。）

ツ 熱供給事業法第2条第4項に規定する熱供給施設

テ 石油パイプライン事業法第5条第2項第2号に規定する事業用施設